

調査捕獲の概要

1 「調査捕獲」とは

野生いのししへの豚熱経口ワクチン散布を実施（又は実施を検討）する市町において、捕獲された個体の血液を回収し検査することで、下記①、②の状況を把握することができます。

これらの検査を行うために、被害防止のための捕獲（有害鳥獣捕獲）などで捕獲された個体から血液検体を回収することを「調査捕獲」と呼んでいます。捕獲の種類や許可、猟法、猟期などを示すものではありません。

①野生いのししの豚熱感染の状況

- ・血液中の豚熱ウイルスの遺伝子の有無を検査することで、野生いのししへの豚熱の感染拡大の状況を確認します。
- ・豚熱ウイルスの遺伝子が検出されると「陽性」として報道発表するとともに、あわせて県ホームページに検査結果を掲載します。

②野生いのししの豚熱抗体獲得状況

- ・経口ワクチンを摂食した多くの個体は2週間程で抗体を獲得します。
- ・抗体を獲得した個体は、一定期間、豚熱に罹らなくなります。
(野生いのししへの感染拡大を防止するため、抗体獲得率を高めることが重要です。)

2 実施概要

- ・農作物等への野生鳥獣被害の防止と、豚熱感染拡大防止のため、県全域で、野生いのししの生息頭数を減らすため捕獲を強化していきます。
- ・県内の全地域において、市町から被害防止のための捕獲（有害鳥獣捕獲）の許可又は、県から指定管理鳥獣捕獲の許可を受けて捕獲された野生いのしし等のうち、捕獲者等の皆様にご協力いただき必要な要件を満たした捕獲個体が、調査捕獲（血液検体回収）の対象になります。
- ・捕獲者の皆様が調査捕獲（血液検体回収）に協力いただく際、カップ等の着用や消毒の徹底、血液の採取など必要となる所作や作業を適切に行っていただくことに対し、市町から支払われる有害鳥獣捕獲の報奨金又は、県猟友会から支払われる指定管理鳥獣捕獲の報奨金とは別に、「調査捕獲費」をお支払いします。

(1) 調査捕獲実施の要件

- ①対象獣種：野生いのしし（幼獣を含む）
- ②捕獲対象エリア：県内全域
- ③対象期間：周年
※ただし、経口ワクチン散布の前後（3週間程度）及び、年末年始、年度末、大型連休、検査機器メンテナンス期間など、年間を通して、血液検体回収を実施しない期間があります。
- ④対象イノシシ：被害防止のための捕獲（有害鳥獣捕獲）の許可又は、指定管理鳥獣捕獲の許可等による捕獲個体
※このうち、必要な要件を満たし、防疫措置や血液採取を適切に行っていた捕獲個体が対象。（狩猟期間中の狩猟によるものは対象外）
- ⑤血液検体：採取した血液により必要な検査が実施できること
※採取された血液が検査不可の場合は、調査捕獲費の対象外（採取した血液検体は冷蔵保管し、速やかに所定の場所へ提出）
- ⑥検体票：必要事項を記入した検体票を血液検体と一緒に提出
- ⑦捕獲報告：被害防止のための捕獲（有害鳥獣捕獲）又は、指定管理鳥獣捕獲のルールに基づき、各所管市町又は、県猟友会等への捕獲報告が確実にされていること
※被害防止のための捕獲については、従来通り市町が窓口となります。

(2) 調査捕獲費について

支払額：10,000円／頭

（令和6年度：有害捕獲個体、または指定管理鳥獣捕獲個体の場合）

（予算の範囲内）

支払方法：追って集計、ご確認のうえ、三重県畜産協会から直接、指定の口座に振り込みます。

(3) 野生いのししのジビエ利用等について

豚熱ウイルスの拡散を防止するため、豚熱の陽性が確認された地点から10km圏内（もしくはその市町内）で捕獲された野生いのししの肉等については、調査捕獲にて当該個体の血液を提出し、県HPでPCR検査結果が陰性であることを確認したのち流通していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

三重県農林水産部 家畜防疫対策課
豚熱対策班

電話：059-224-2027 FAX：059-223-1120

（※令和3年4月1日付で、旧名称：CSF対策プロジェクトチームから所属名称が変更となりました）